

## 軽油抜取調査の実施結果について

～ 全国で一斉に軽油の抜取調査を実施～

軽油引取税全国連絡会※<sup>1</sup>の具体的な取組として、不正軽油※<sup>2</sup>の撲滅及び軽油引取税の課税の適正化を図るため、主要幹線道路等において、トラックなどのディーゼル車からの軽油の抜取調査を全国一斉に実施しました。

この取組は、広範な地域の主要幹線道路等で、自治体が連携・協力をして一斉に調査を実施することにより、不正軽油の流通状況を捕捉し、より一層効果的な不正軽油の流通阻止に資するものです。

※<sup>1</sup>「軽油引取税全国連絡会」は、軽油引取税の事務処理に関し、都道府県間の緊密な連絡と協力を図り、もって軽油引取税の賦課徴収の適正化を一層推進するため、都道府県税務担当課長を会員として発足したものです。

※<sup>2</sup>軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油などの不正軽油を、ディーゼル車に給油して、軽油引取税を脱税すること。

茨城県では、以下のとおり 5箇所で実施し、計 114本を採油しました。

### 1 実施日・採油本数等

- ・実施日：令和5年10月11日（水）
- ・実施箇所：5箇所（県内4箇所・福島県合同1箇所）
- ・採油本数：114本

※採油された軽油については、混和等の有無確認のための分析を実施します。

### 2 実施体制（茨城県内）

県税事務所職員	41名
警察官	12名

### 3 採油軽油の分析の結果、混和等の嫌疑が検出されたものについての対応

車両の所有者等に対する聴き取り調査等を行い、販売先の確認などのルート調査を実施し、混和の原因が確認された場合は、直ちに課税処分等を行う。

なお、他都道府県ナンバーの車両については、当該都道府県へ通報し、当該都道府県で調査又は課税処分等を行う。